

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	児童福祉法による保育士の登録に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、児童福祉法による保育士の登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年8月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉法による保育士の登録に関する事務
②事務の内容	児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、資格の登録、管理などの事務を行う。国家資格等情報連携・活用システムにおいては、以下の事務を行う。 ■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有) i.資格情報の登録 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。))及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。))に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。 ii.登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。 iii.資格の停止・取り消し 資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。 iv.資格の削除 オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。 ■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i.決済 資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。 ii.入出金管理 各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。 iii.統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。 ■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無) i.デジタル資格証発行(オンライン) 資格保有者が自身の保有する資格情報を第3者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。 ii.資格証の発行・再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)もしくは紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。 ■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有) 登録事務処理センターが保有する保育士登録システム及び保育士登録者検索システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報データを連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム								
②システムの機能	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ■「管理機能（データベース管理機能）」（特定個人情報ファイルの取扱有） i. 資格管理者等が資格登録者名簿等をクラウド上において保存・管理等を可能とする。 ii. 資格管理者等がクラウド上の資格登録者名簿等に新規データの登録や既存データの変更・抹消等を可能とする iii. マイナンバーを含む資格情報をデータベースとして管理する。当該データベースについては適切なアクセス権限管理により、権限を付与された限られた者のみ取扱いが可能とする。 ■「オンライン申請機能」（特定個人情報ファイルの取扱有） i. 資格登録申請者等がオンラインで資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする ii. 資格登録申請者等がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等にオンラインで申請・提出を行うことを可能とする iii. 資格管理者等はオンラインで申請等を行った資格登録申請者等の本人確認やオンライン申請の受付、申請データの受領等を可能とする iv. オンライン申請の際に作成されるマイナンバーを含む資格情報については国家資格等情報連携・活用システムへ連携された後にマイナポータルからは削除される。 ■「オンライン決済関連機能」（特定個人情報ファイルの取扱無） i. 資格登録のオンライン手続の際に、手数料等の支払いのオンライン化等を可能とする ■「資格情報提供関連機能」（特定個人情報ファイルの取扱無） i. 資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする ii. 資格管理者等において、資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供を可能とする。 iii. 資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供を可能とする iv. 資格管理者等において、資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供を可能とする ■「外部連携関連機能」（特定個人情報ファイルの取扱有） i. 既存の資格管理者等が保有する資格登録等に関するシステムと連携を可能とする。（特定個人情報を含む資格情報のデータ連携機能） ii. その他、資格管理者以外が保有する外部システムとの連携を可能とする ■「住基ネット連携機能」（特定個人情報ファイルの取扱有） i. 資格管理者等が住民基本台帳ネットワークシステムに個人番号を利用して照会することで、氏名、住所、性別、生年月日の本人確認情報の取得を可能とする。又本人確認情報を基にマイナンバーの取得を可能とする。 ii. 資格登録申請者等はオンラインの手続の際に住民票の写しの添付省略が可能となる ■「中間サーバー機能（戸籍連携機能）」（特定個人情報ファイルの取扱有） i. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」を保管・管理する。 ii. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報の受領を行う。 iii. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム及び住民基本台帳システム等との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 iv. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を管理する。 v. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、符号取得のための情報等について連携する。 vi. セキュリティ管理機能 vii. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 viii. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。 ■「オンライン通知機能」（特定個人情報ファイルの取扱無） i. 資格登録申請者等は申請結果等の通知をオンラインで受取りを可能とする ii. 資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付可能とする								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[☐] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[☐] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[☐] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 宛名システム等</td> <td>[☐] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] その他</td> <td>(「e-gov」、「マイナポータル」、「保育士登録システム、保育士登録者検索システム」)</td> </tr> </table>	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム	[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム	[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム	[☐] その他	(「e-gov」、「マイナポータル」、「保育士登録システム、保育士登録者検索システム」)
[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム								
[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム								
[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム								
[☐] その他	(「e-gov」、「マイナポータル」、「保育士登録システム、保育士登録者検索システム」)								

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
保育士登録簿ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番8 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第3 項番7の2 ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報の利用) 別表第5 項番8の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表12の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課
②所属長の役職名	次世代育成課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
保育士登録簿ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	保育士資格の登録者
その必要性	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため。また、必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (資格仮名ID、マイナポータル仮名ID、資格情報、本籍情報)
その妥当性	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 本人を正確に特定し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を取得するため。本人確認情報の定期的な照会を行うことで正確な資格情報を保有することができる。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
⑥事務担当部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 資格登録者の適切な管理を行うため。
④使用の主体	使用部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ・個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するために使用する。 ・申請情報の内容確認のために、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う。
	情報の突合	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 本人からの申請内容(登録、変更、抹消)について、システムにおける登録情報と突合する。
⑥使用開始日		令和6年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	＜選択肢＞	
	(2) 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 システムの運用等業務
-------	---------------------------------------

①委託内容	国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務
-------	-------------------------------------

②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	----------------	---

③委託先名

④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	-----------	--------------------------------

再委託	⑤再委託の許諾方法	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 委託先は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ書面により再委託の申請を行い、委託者が承認した場合にはこの限りではない。 委託先が、本業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の(イ)から(ニ)に示す事項を記載した再委託承認申請書を提出するとともに、(ホ)及び(ヘ)を記載した文書、再委託に係る履行体制図についても併せて提出することとしている。 (イ) 再委託先名称(商号)、住所 (ロ) 再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び再委託予定金額 (ハ) 再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報 (ニ) その他委託者が求める情報 (ホ) 受託者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを受託者との間に定めている内容 (ヘ) 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法 また、委託先は、委託者が再委託を承認した場合であっても、委託先から業務の再委託を受けた事業者が行った作業について、全責任を負うものとする。
-----	-----------	---

⑥再委託事項

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】
上記「委託事項」に記載する業務の一部を再委託する。

委託事項2～5

委託事項2	児童福祉法による保育士の登録に関する事務
-------	----------------------

①委託内容	保育士の登録に関する申請書類の受付、登録簿の作成、保育士証の交付等に係る事務
-------	--

②委託先における取扱者数	[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	-----------	---

③委託先名	登録事務処理センター(社会福祉法人日本保育協会)
-------	--------------------------

④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	-----------	--------------------------------

再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ書面により再委託の申請を行い、委託者が承認した場合にはこの限りではない。 委託先が、本業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の(イ)から(ニ)に示す事項を記載した再委託承認申請書を提出するとともに、(ホ)及び(ヘ)を記載した文書、再委託に係る履行体制図についても併せて提出することとする。 (イ) 再委託先名称(商号)、住所 (ロ) 再委託する業務の範囲及び再委託の必要性 (ハ) 再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属 (ニ) その他委託者が求める情報 (ホ) 受託者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを受託者との間に定めている内容 (ヘ) 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法 また、委託先は、委託者が再委託を承認した場合であっても、委託先から業務の再委託を受けた事業者が行った作業について、全責任を負うものとする。
-----	-----------	---

⑥再委託事項	上記「委託事項」に記載する業務の一部を再委託する。
--------	---------------------------

委託事項6～10

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】

イ) クラウドサービスに係る要件は、主に次を満たすものとする。

- ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク・ゴールドのいずれかの認証を取得していること
- ・十分な稼働実績を有し、運用の自動化、サービスの高度化、情報セキュリティの強化、新機能の追加等に対し積極的かつ継続的な投資が行われ、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられているサービスであること。
- ・契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものであること。
- ・情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。
- ・法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
- ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること

ロ) オンプレミス環境においては、入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、運用環境(データセンター等)には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとしている。

ハ) 電子記録媒体は、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。

二) 電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から管理区域外、又は管理区域外から管理区域内への移動の際は、施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行う。

【登録事務処理センターへの委託に係る部分】

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」にて示されている以下の物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を講じる。

(物理的安全管理措置)

- ・特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- ・機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ・電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

(技術的安全管理措置)

- ・アクセス制御
- ・アクセス者の識別と認証
- ・外部からの不正アクセス等の防止
- ・漏えい等の防止

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添資料のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
保育士登録簿ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 【オンライン申請からの入手】 ・申請機能による入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・申請機能による入手は、必要最小限の情報だけを入手できるように決められたインターフェースを用意し入手することにより、必要な情報以外を入手することを防止している。 【窓口等における紙での申請からの入手】 ・入手時に本人確認措置を実施するため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。申請を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ①国家資格等情報連携・活用システムから入手する場合 ・オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・処理については定期的に照会処理の記録を確認し、申請情報について対象者以外の情報が取り扱われてないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・システムにおいて、決められた形式による照会対象ファイルを作成し処理を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。 ②本人確認端末(専用端末)から入手する場合。 ・オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・本人確認端末(専用端末)は、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、当該処理については定期的に照会処理の記録を確認し、提出された申請情報について対象者以外の情報が取り扱われてないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・専用端末において、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、必要な情報のみ取得できるようにシステムにて制御を行う。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ■個人番号と直接紐付く情報は必要最低限の情報のみとし他の領域とは別で管理する。またシステム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。 ■システム的に以下のアクセス制御等の措置を講じることにより、個人番号が他の事務システム等と紐付かない仕組みとしている。 ・オンライン申請による入手に当たり、マイナポータルの登録画面から連携され、システムへ登録される。申請情報等は、マイナポータルに保管されない。 ・申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子である仮名を用いて、情報を紐付けて確認する。なお、マイナポータルにおいては、個人番号と仮名を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしている。 ・住民基本台帳ネットワークと連携を行う住基連携サーバについては、国家資格等情報連携・活用システムとのみ接続し、その他のシステムとは接続しない。また、権限を有する者のみアクセスができるようユーザ管理を行う。 【各資格管理者ごとに記載する部分】 ■登録事務処理センターが保有する保育士登録システム及び保育士登録者検索システムとの連携は、権限のある者が必要な情報のみ連携ができるようアクセス制御を行い、目的を超えた紐付けや必要の無い情報との紐付けが行えない仕組みとしている。 ■住民基本台帳ネットワークとの連携については専用端末(本人確認端末)においてのみ行い、システム操作を行う前にログイン操作を行う操作者認証を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出し禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従事者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託内容及び作業場所 ・管理区域等の明確化 ・漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策 ・委託先に対する実地調査 ・運用状況の記録の提供等 なお、契約書の規定の他、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、必要に応じて委託内容などの見直しを検討する。 【登録事務処理センターへの委託に係る部分】 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出し禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従事者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託内容及び作業場所 ・管理区域等の明確化 ・漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策 ・委託先に対する実地調査 ・運用状況の記録の提供等 なお、契約書の規定の他、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、必要に応じて委託内容などの見直しを検討する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。 ・再委託契約に委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込む。 ・委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 ・情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認する。また、必要に応じて再委託先事業者への立入り検査の実施を依頼する。 【登録事務処理センターへの委託に係る部分】 再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。 ・再委託契約に委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込む。 ・委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 ・情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認する。また、必要に応じて再委託先事業者への立入り検査の実施を依頼する。	
その他の措置の内容		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 国家資格等情報連携・活用システムの利用者認証及び権限管理機能では、ログイン時の利用者認証のほかに、ログイン及びログアウトを実施した利用者、時刻並びに操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分にである]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にである 3) 課題が残されている	
リスク2：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にである 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を資格管理団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない	

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容		①令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。②職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。③見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。④当番医療機関に対して送付すべき精神保健福祉診察の受入の打診に必要な情報を、誤って別の宛先にFAXで送付した。⑤特定医療費支給認定にかかる新規申請書を執務室で保管していたところ、添付書類である「臨床調査個人票」1通の所在が不明となった。⑥受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑦受託事業者職員が、健康診断受診者が記入した問診票を含む歯科検診票を、誤って別の健康診断受診者に交付した。⑧入所利用者の氏名、利用者が通所する外部事業所名等が記載された書面を施設外で紛失した。⑨受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑩受託事業者職員が、要配慮個人情報が掲載されたファイルを誤送信した。⑪要配慮個人情報の記載欄がある書類を紛失した。⑫施設利用者に送付する障害福祉サービスの内訳にかかる文書を誤送付した。⑬過去に県システムの構築、運用を委託していた事業者が不正アクセスを受け、個人情報漏えいの可能性が生じた。⑭盲ろう者通訳・介助員の派遣に関して、派遣される通訳・介助員にメールを送付した際、誤って本来送付すべきでない相手方を同報先としたため個人情報が漏えいした。	
再発防止策の内容		①受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。②発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。③職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。④個人情報のマスキングの実施や、送付先のダブルチェックを徹底するよう指導するとともに、個人情報の取扱いについて職員への注意喚起を行った。⑤個人情報を含む書類について、複数人による確認及び確認記録を行うことを改めて徹底したほか、事務処理手順や書類保管場所の変更を検討。⑥受託事業者において、情報セキュリティを強化するとともに、県において、個人情報の取扱いに係る受託事業者の監督を徹底することとした。⑦受託事業者において、健康診断当日の書類混在防止のための対策や本人確認手続きの追加等を行うとともに、県において、これらの措置の確実な実施を指導監督することとした。⑧個人情報が記載された書類は原則として持ち出さないこととしたほか、やむを得ず持ち出す場合は記載内容に配慮することとした。⑨専門機関による調査結果を踏まえて今後検討予定。⑩受託事業者におけるファイルの管理方法の改善及びファイルの利用権限を持つ職員の限定を指示した。⑪書類の管理方法や持ち出し時のダブルチェック等を行うこととした。⑫文書封入時に、読み上げによるダブルチェックを行うこととした。⑬元委託先において、Webアプリケーションファイアウォールの多層化検討及び振る舞い検知の強化を実施することとした。⑭委託先において、情報共有の方法やメール送信時のチェック体制を是正した。	
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法 【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に事務従事者等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 【登録事務処理センターへの委託に係る部分】 特定個人情報が適正に取り扱われるよう、事務従事者等に対して必要かつ適切な監督を行う。		
10. その他のリスク対策		
【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。 【登録事務処理センターへの委託に係る部分】 特定個人情報を適切に取り扱い、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」にて示されている以下の安全管理措置を踏まえ、適切な対応をとることができる体制を構築する。 <特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応> ①組織内における報告及び被害の拡大防止 ②事実関係の調査及び原因究明 ③影響範囲の特定 ④再発防止策の検討・実施 ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等 ⑥事実関係、再発防止策等の公表 ⑦個人情報保護委員会への報告		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3720 又は 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示、訂正等の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課子育て支援人材グループ 電話 045-210-4687
②対応方法	問合せを受けた場合、記録を残し、関係法令により、適切に対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月6日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	かながわ県民意見反映手続要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和5年2月10日(金)～令和5年3月11日(土)
③主な意見の内容	提出された意見はなかった。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和5年3月30日(木)
②方法	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に報告し、意見を聴いた。
③結果	第三者点検の結果、特定個人情報保護評価書の内容を認める旨の意見を得た。

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月4日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	・その内容 ①令和2年11月に職員が、個人情報が含まれるデータを学校ごとに電子メールで送信する際に、誤って他校のデータを削除せず、非表示としたまま送信してしまった。②令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。 ・再発防止策の内容 ①個人情報に含まれるデータの作成及び送信の際は、複数の職員でチェックすることとした。②個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。	・その内容 ①令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。②職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員及び外部関係者の個人情報を当該業者へ故意に提供した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。④職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員の個人情報を当該業者へ故意に提供した。⑤職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。⑥見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに関連できる状態となった。 ・再発防止策の内容 ①個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。②職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。④職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。⑤発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。⑥職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年8月1日	I 基本情報 4 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番8	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番8	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年8月1日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番10	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表12の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年8月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①令和3年9月に職員が、議会便覧を資料配架コーナーへ誤配架した。②職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員及び外部関係者の個人情報を当該業者へ故意に提供した。③令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。④職員が、無登録貸金業者から融資を受けようとする際、他の職員の個人情報を当該業者へ故意に提供した。⑤職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。⑥見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。	①令和4年5月に受託事業者のパソコンがマルウェアに感染し、当該パソコンに保存されていた過去に送受信したメール情報が流出した。②職員が、イベント開催中のお知らせを送付するにあたり、メールアドレスをTO欄に入れて誤送付した。③見学会の案内について関係事業者の担当に送信する際、本来BCCにより送信すべきところ、誤って宛先として設定し送信したため、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態となった。④当番医療機関に対して送付すべき精神保健福祉診察の受入の打診に必要な情報を、誤って別の宛先にFAXで送付した。⑤特定医療費支給認定にかかる新規申請書を執務室で保管していたところ、添付書類である「臨床調査個人票」1通の所在が不明となった。⑥受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性がある。⑦受託事業者職員が、健康診断受診者が記入した問診票を含む歯科検診票を、誤って別の健康診断受診者に交付した。⑧入所利用者の氏名、利用者が通所する外部事業所名等が記載された書面を施設外で紛失した。⑨受託事業者のネットワークシステムがウイルスに感染し、個人情報等の流出の可能性が生じた。⑩受託事業者職員が、要配慮個人情報が掲載されたファイルを誤送信した。⑪要配慮個人情報の記載欄がある書類を紛失した。⑫施設利用者に送付する障害福祉サービスの内訳にかかる文書を誤送付した。⑬過去に県システムの構築、運用を委託していた事業者が不正アクセスを受け、個人情報漏えいの可能性がある。⑭盲ろう者通訳・介助員の派遣に関して、派遣される通訳・介助員にメールを送付した際、誤って本来送付すべきでない相手方を同報先としたため個人情報が漏えいした。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年8月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①個人情報の含まれる冊子の取扱いについて庁内管理体制を再整備し、冊子等の配架にあたっては、配架して良いものなのか内容の確認を複数職員で徹底することとした。②職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。③受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。④職員の綱紀保持について徹底するとともに、個人情報保護を重点とした不祥事防止研修を実施する。⑤発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。⑥職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。	①受託事業者の方で、従業員の不審メールの取扱いにかかる対応手順の整備、従業員の教育、業務で使用するパソコンのウイルス対策の強化、新たなセキュリティマネジメントを実施した。②発生部署の研修において、今回の事案も含め、個人情報の取扱いについて職員に徹底することとした。③職員に対し、事例周知とともに、メール送信の際は、適切な宛先設定及び複数人による確認を徹底することとした。④個人情報のマスキングの実施や、送付先のダブルチェックを徹底するよう指導するとともに、個人情報の取扱いについて職員への注意喚起を行った。⑤個人情報を含む書類について、複数人による確認及び確認記録を行うことを改めて徹底したほか、事務処理手順や書類保管場所の変更を検討。⑥受託事業者において、情報セキュリティを強化するとともに、県において、個人情報の取扱いに係る受託事業者の監督を徹底することとした。⑦受託事業者において、健康診断当日の書類混在防止のための対策や本人確認手続きの追加等を行うとともに、県において、これらの措置の確実な実施を指導監督することとした。⑧個人情報に記載された書類は原則として持ち出さないこととしたほか、やむを得ず持ち出す場合は記載内容に配慮することとした。⑨専門機関による調査結果を踏まえて今後検討予定。⑩受託事業者におけるファイルの管理方法の改善及びファイルの利用権限を持つ職員の限定を指示した。⑪書類の管理方法や持ち出し時のダブルチェック等を行うこととした。⑫文書封入時に、読み上げによるダブルチェックを行うこととした。⑬元委託先において、Webアプリケーションファイアウォールの多層化検討及び振る舞い検知の強化を実施することとした。⑭委託先において、情報共有の方法やメール送信時のチェック体制を是正した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
-----------------	--	---	--	-----------	--------------------------------------

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

仮名情報			本人確認情報照会結果ファイル			戸籍関係情報		
1	資格仮名ID		46	要求レコード番号		89	情報提供起点日	
2	マイナポータル仮名ID		47	提供事務区分		90	戸籍異動日	
名簿情報			48	個人番号提供事務区分		91	戸籍異動事由区分	
3	進達県(数値)		49	対象者識別情報		92	本籍コード	
4	登録番号		50	照会対象期間(開始年月日)		93	出生地	
5	登録年月日(元号)		51	照会対象期間(終了年月日)		94	国籍取得日	
6	登録年月日(年)		52	照会基準日		95	取得事由区分	
7	登録年月日(月)		53	消除者の要否		96	国籍喪失日	
8	登録年月日(日)		54	対象者住民票コード		97	喪失事由区分	
9	本籍地、国籍(数値)		55	対象者氏名(漢字)		98	国籍の得喪の取消し・無効日	
10	氏名(姓)(5文字)		56	対象者氏名(かな)		99	国籍の得喪の取消し・無効区分	
11	氏名(名)(10文字)		57	対象者生年月日		100	死亡日	
12	フリガナ(姓名)(20文字)		58	対象者性別		101	死亡事由区分	
13	旧姓/通称(姓名)(20文字)		59	対象者住所		102	死亡の取消し・無効日	
14	生年月日(元号)		60	対象者住所(市町村コード)		103	死亡の取消し・無効区分	
15	生年月日(年)		61	対象者個人番号		104	死亡日の不詳・推定区分	
16	生年月日(月)		62	予備		個人番号関係情報		
17	生年月日(日)		63	処理結果コード		105	個人番号	
18	性別(男・女)		64	照会結果レコード数		106	機関別符号	
19	訂正事由		65	照会結果レコード連番				
20	訂正年月日(元号)		66	照会一致項目				
21	訂正年月日(年)		67	異動有無				
22	訂正年月日(月)		68	生存状況				
23	訂正年月日(日)		69	変更状況				
24	再交付理由		70	住民票コード				
25	再交付年月日(元号)		71	氏名(漢字)				
26	再交付年月日(年)		72	氏名(かな)				
27	再交付年月日(月)		73	生年月日				
28	再交付年月日(日)		74	性別				
29	喪失取消名称停止理由		75	住所				
30	喪失取消名称停止年月日(元号)		76	個人番号				
31	喪失取消名称停止年月日(年)		77	異動事由				
32	喪失取消名称停止年月日(月)		78	異動年月日				
33	喪失取消名称停止年月日(日)		79	外字情報(氏名外字数)				
34	資格要件		80	外字情報(住所外字数)				
35	資格要件該当年月(元号)		81	外字データレコード数				
36	資格要件該当年月(年)		82	市町村コード				
37	資格要件該当年月(月)		83	不参加団体対象フラグ				
38	受験地(数値)		84	検索パターン番号				
39	受験番号		85	旧氏(漢字)				
40	写真		86	旧氏(かな)				
41	住所		87	旧氏外字数				
42	住所(都道府県)		88	予備				
43	住所(市町村)							
44	卒業した施設の名称							
45	保育士試験合格通知書番号							